

愛知県行政評価委員会開催要綱

改正	平成 17 年 10 月 18 日	平成 18 年 6 月 4 日
	平成 20 年 6 月 4 日	平成 20 年 6 月 23 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 6 月 4 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 26 年 8 月 21 日	平成 27 年 9 月 1 日
	平成 28 年 6 月 4 日	平成 28 年 7 月 27 日
	平成 30 年 6 月 4 日	平成 31 年 4 月 1 日
	令和 4 年 4 月 1 日	

(目的)

第 1 条 本県の行政評価制度並びに管理事業を所管する課室の評価結果、その設定する指標及び目標値などについて幅広く意見を求めることにより、行政評価制度の適正な運用と評価結果の客観性を確保するため、「愛知県行政評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・研究を行い、必要な意見を述べる。

- (1) 行政評価制度
- (2) 管理事業評価

(構成)

第 3 条 評価委員会は、必要の都度、総務局長が依頼する有識者により構成する。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員は、原則として、通算 10 年を超えて再任されることはできない。

(座長等)

第 4 条 評価委員会には、座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出する。
- 3 座長に事故があるときは、他の委員の中から互選で座長代理を選出する。

(会議等の公開)

第 5 条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日愛知県条例第 19 条）第 7 条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより評価委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、評価委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

- 2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。
- 3 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(事務局)

第6条 評価委員会の事務局は、総務局総務部総務課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附則

(任期満了日の変更に伴う経過措置)

平成30年6月4日を任期の始期とする委員に関する任期の終期は、要綱第3条2項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。